

令和8年10月1日利用分から

幼児教育・保育の無償化の月額上限額の変更について

昨今の物価上昇・賃金動向等も踏まえ、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの育ちを一層支援するため、国において月額上限額の見直しが行われました。

(金額：月額上限額)

対象施設等		変更前	変更後
幼稚園 (兵庫教育大学附属幼稚園)	新1号	25,700円	28,000円
	新2号	(8,700円)	(8,700円)
幼稚園(兵庫教育大学附属幼稚園含む) 認定こども園(教育利用)の 預かり保育	新2号	11,300円	12,300円
	新3号	16,300円	17,700円
認可外保育施設等	新2号	37,000円	40,300円
	新3号	42,000円	45,700円

幼稚園（兵庫教育大学附属幼稚園含む）・ 認定こども園（教育利用）の預かり保育の上限について

月額上限額は利用日数に応じて変動します。1日あたりの上限額は下記のとおりです。

	変更前	変更後
1日あたりの上限額	450円	490円

<月額上限額の算定イメージ>

月額上限額 = 490円 × 利用日数（ただし、上記月額上限額を超えない範囲）

利用料	利用 日数	上限額	
12,000円	25日	12,250円 (490円×25日)	⇒ 利用料 < 上限額のため、利用料の全額を市から支払
5,000円	10日	4,900円 (490円×10日)	⇒ 利用料 > 上限額のため、上限額を市から支払

問い合わせ先：加東市教育委員会事務局こども未来部こども教育課（庁舎4階）

TEL: 0795-43-0546（直通）